

広島県告示第三百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定によつて、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十七年四月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十年十月十五日農林水産省告示第九百九十号

昭和五十三年七月二十一日農林水産省告示第六十五号

昭和五十八年八月十九日農林水産省告示第四百九十四号（一に係るものに限る。）

昭和五十九年四月二十八日農林水産省告示第八百六十三号

二 変更に係る指定施業要件

1 立木の伐採の方法

変更しない。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課並びに係る市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）